

（４）岡前小学校与名間分校 いじめ防止 基本方針

１ いじめの定義

－いじめ防止対策推進法 総則 第２条－

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

２ いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全職員が十分認識する
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめの防止・早期発見・真摯な対応・正確で丁寧な説明に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する
 - ・ すべての学校生活において、暴力や暴言を排除するように努める。
 - ・ いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・ いじめる児童に対しては、保護者、地域との連携も含め、毅然とした指導を行う。
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する
 - ・ 教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することがないようにする。
 - ・ 学習等の指導において、過度の競争意識・勝利至上主義に偏ることが児童のストレスを高め、いじめを誘発する危険について十分理解する。
- (4) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する
 - ・ 児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査や個別面談・教育相談を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
- (5) 「いじめ防止基本方針」が実効性を伴うものとなるよう努める
 - ・ 学校評価アンケート等で広く意見を求める。
 - ・ 「いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」が中心となって毎年度末に見直しを行う。

３ 未然防止への取組

- (1) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
 - ・ 月１回以上の校内研修を行い、教員の授業力を向上させる。
 - ・ 授業をとおして児童の自己有用感を高め、いじめの未然防止につなげる。
- (2) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・ 「人権講話」や道徳の時間・学級活動をとおして「他者を思いやる心」「人格を尊重しあえる態

度」を育成する。

- ・ 「命を大切にするキャンペーン」「いじめゼロ宣言」などで、児童の自発的な活動を支援し「いじめは絶対に許さない」雰囲気を醸成する。
- ・ ネットいじめ防止のため、親子活動やコンピュータを活用した授業で情報モラル教育を行う。

(3) 学級経営の充実

- ・ いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているため、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。

4 早期発見への取組

(1) 日常生活での取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行なわれたり、大人では判断できにくい形で行われることが多いので、朝の会や授業等教育活動のあらゆる場において、児童の些細なシグナルを見落とさないように心がける。

- ・ 学級活動や教室掲示などでいじめについての相談や通報がしやすい環境を作る。
- ・ 気になる様子を発見したときは、速やかに担任が保護者に連絡し、家庭との連携を図る。

(2) いじめアンケートの実施

- ・ 毎月、いじめアンケート（学校生活意識調査）を実施する。
- ・ 調査は、記入しやすい環境を整え、真実が明らかになりやすいように実施する。
- ・ 追跡調査については、いじめ被害者の立場で接し、不安感を払拭するよう努める。また、情報提供があったときは情報源に迷惑が及ばないように配慮する。
- ・ 「インターネット上でのいじめ」の調査項目も設ける。

5 いじめの理解

(1) 具体的ないじめの態様（文科省「いじめの防止等のための基本的な方針より」）

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 学習用品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ発見のポイント

- 朝の会時
 - ・ 遅刻、欠席が増える
 - ・ 表情がさえず、うつむきがちになる
 - ・ 出席確認の声が小さい
- 授業開始時

- ・ 忘れ物が多くなる
- ・ 用具、机椅子等が散乱している
- ・ 一人だけ遅れて教室に入る
- ・ 席を変えられている
- ・ 周囲が何となくざわついている

○ 授業中

- ・ 正しい答えを冷やかされる
- ・ グループ分けで孤立することが多い
- ・ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
- ・ 保健室によく行くようになる

○ 休み時間

- ・ 一人でいることが多い
- ・ 訳もなく階段や廊下等を歩いている

○ 清掃時

- ・ 目の前にゴミを捨てられる
- ・ サボることが多くなる
- ・ 最後まで一人でする
- ・ 人のいやがる仕事を一人でする
- ・ 机や椅子がぼつんと残る

(3) 家庭で分かるいじめ発見のポイント【児童の様子】

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ・ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。